

社会福祉法人昭和村社会福祉協議会 善意銀行設置規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人昭和村社会福祉協議会善意銀行の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設 置)

第2条 この銀行は、昭和村大字糸井624番地の社会福祉法人昭和村社会福祉協議会内に置く。

(目 的)

第3条 この銀行は、すべての人々又は団体から提供される善意の取り次ぎ等を行うことにより社会奉仕の精神を広め、明るく住みよい地域社会の建設に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この銀行は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。
(1) 善意による技能、労力、金品、その他奉仕の預託を受け、これを必要とする者に効果的に供与する事業
(2) 社会奉仕活動の開発及び育成に関する事業
(3) その他前条の目的を達成するために必要な事業

(資 産)

第5条 この銀行の資産は、次の各号に掲げる物をもって構成する。
(1) 寄附金品
(2) 事業に伴う収入
(3) 資産から生ずる収入
(4) その他の収入

(会 計)

第6条 この銀行の収支は社会福祉事業で経理を区分する。

(会計年度)

第7条 この銀行の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、善意銀行に関する必要な事項は、会長が決定する。

附 則 この規程は、平成11年4月1日から施行する。
附 則 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
附 則 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
附 則 この規程は、平成25年6月1日から施行する。
附 則 この規程は、平成26年4月1日から施行する。